

## 令和3年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年2月16日(火)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告及び議案の審議  
報告第1号 臨時代理の報告について  
(令和2年度教育費補正予算案に対する意見申出について)  
議案第2号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案  
議案第3号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案  
報告第2号 臨時代理の報告について  
(令和2年度教育費補正予算案に対する意見申出について)  
議案第4号 県費負担教職員の異動内申について
- 6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、3番 日景 弥生 委員、4番 村谷 要 委員、  
5番 高木 恵美子 委員

### ◇欠席委員

- 2番 柿崎 良樹 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章、  
教育総務課長 三上 善仁、学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 菅野 洋、  
学校指導課長 横山 晴彦、生涯学習課長 柳田 尚美、  
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、文化財課長 小山内 一仁、  
教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事 船水 泰秀

### ◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 古川 学、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番日景弥生委員と5番高木恵美子委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が2件、議案が3件となっております。報告第2号は、令和2年度補正予算の成立過程における案件であることから、また議案第4号は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第2号及び議案第4号は非公開で審議することといたします。

・報告第1号

○教育長（吉田 健） 報告第1号 臨時代理の報告、令和2年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（柳田尚美） 報告第1号 臨時代理の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。10款4項社会教育費、1目社会教育総務費は、成人式レンタル衣装キャンセル料等助成金に要する経費として、1千725万円を追加し、補正後の額を2億6千579万2千円とするものであります。これは成人式を3月に延期したわけですが、延期された後の成人式に出席しやすい環境を整える一環として行うものでありまして、レンタル衣装やそれに付随する着付け料、美容料、写真撮影料などに係る料金につきまして、期間延長に伴って追加負担が生じたり、予約キャンセルにより発生する違約金などを対象として、上限3万円までを補助する内容となっております。補正額1千725万円の積算内訳は、当時1月の参加申込数が1,150名、このうち半数の575名に何らかの影響があるものと見込みまして、575人かける3万円ということで1千725万円を要求したものであります。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○教育長（吉田 健） これ実際に支出しているものはありますか。

- 生涯学習課長（柳田尚美） 申請自体はまだ1件も来ておりませんで、問い合わせが3件ほどであります。
- 3番（日景弥生委員） 内容は理解したのですが、何か条件とかはあるのですか。
- 生涯学習課長（柳田尚美） 1月10日開催にあたっては、事前申し込みをお願いしておりましたので、この申込みをされた方が対象ということになりまして、あとはこのご本人か、若しくはご家族の方が負担した衣装代などを対象とするということで、それ以外の条件というのは特には設けてございません。以上です。
- 教育長（吉田 健） 申し込んだ人でないと受けられないというのはちょっとハードル高いような気がしますね。ひょっとしたら申し込んでないけども行くつもりだったとかね。
- 生涯学習課長（柳田尚美） 事前申し込みがあった方を対象にするというのは、この成人式は、市内に現在住まわれていない方も弘前にいたことがあると、弘前の学校に通ったことがあるという方をみんな対象にしますので、現在本籍がこちらになくても全国どこにいる人でも、私も行くつもりだったのにとか、そういう嘘か本当かわからないものがいっぱい来たときに対応しきれなくなるということで、事前申し込みがあった方を対象にしているということです。
- 教育長（吉田 健） 例えば市内の高校に在籍をしていたが、住民票がなく申し込んでなかったという方は対象にならないのですか。
- 生涯学習課長（柳田尚美） 今の仕組み、今回作った制度では対象にならないということになっております。1月の段階で事前申し込みをいただいた方ということです。
- 教育長（吉田 健） 今まで事前申し込みということをやっていないのに、また同じ感覚で出さなくてもいいのでないかと思っている人は結構多いと思うのですが、貰えるつもりだけでも貰えなかった、いわゆる柔軟に対応というか、必ずその葉書出した人でなければだめだとかってというのは、おそらく葉書出した人っていうのは親だからね、本人じゃないので。その辺ちょっと採り上げてあげたらどうかとは思いますがね。
- 5番（高木恵美子委員） 実際、私の知り合いの声としては、向こうから来る交通費もかけたけど出席できなくてっていう声もやっぱりあるので、少しでもせめてレンタル料のこの部分でも出ればなと思います。
- 教育長（吉田 健） 条件は少し甘くても、確実に弘前の高校を出ているとか、中学校卒業生だとか、出るつもりだったというのがわかればいいぐらい、ちょっと柔軟性があってもいいのではないかと。それはちょっと検討していただければ。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。  
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 報告第1号を承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

・議案第2号

○教育長（吉田 健） 議案第2号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第2号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案でございます。こちらのほうでございますが、平成18年度に設置しまして、平成24年から本格整備いたしました史跡津軽氏城跡堀越城でございますが、こちらの堀越城跡整備指導委員会が令和元年度を以って整備が終了したということで令和2年12月の任期満了とともに、委員会を廃止するという事になったことから、所要の改正をしようとするものでございます。こちらのほうは、設置条例に記載してございます別表の中から、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会の項目を削除するという内容になってございます。この条例のほかに、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正も併せて行いまして、こちらのほうも関連する項目から、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会の委員を削除するというような内容になってございます。説明は以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第2号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は可決されました。

・議案第3号

○教育長（吉田 健） 議案第3号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第3号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案でございます。こちらのほうですが、平成31年4月1日を以って、文化財保護法が一部改正されたことに伴いまして、伝統的建造物群保存地区の保存に関する規定を併せて整備するため、所要の改正を行うというものでございます。具体的には、現在弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例というふうな名称になっていますが、こちらのほうの題名をまず保存地区の後に「保存活用」という、「活用」という文言を加えた名称に変えるというものでございます。こちらのほうも文化財保護法の改正に伴いまして、これまで国としても保存がメインであったものから、明確に活用のほうにシフトするというような目的で改正されてございますので、それに合わせて当市の条例も変えていくというふうなものでございます。この条例の中にございます「伝統的建造物群保存地区保存」という文言がいくつか出ておりますけれども、これらの条文の中にございます「保存」の後に「活用」であったり、「若しくは活用」とかというような文言をそれぞれ加えていくというふうな事になってございます。それからこちらも、併せまして弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条

例の一部改正も併せて行うことになりまして、この伝統的建造物群保存地区保存審議会というのが附属機関としてなっておりますので、こちらのほうの名称も保存地区保存活用審議会というふうに「活用」を加えた名称に改めるというものでございます。先ほどの議案第2号の中にこの保存地区保存審議会というのが出てきておるのですが、議案の順番からこちらの議案第3号が可決された場合には、こちらの議案第2号の附属機関のほうも「活用」を加えた形で改めるといような手順になってございます。説明のほうは以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○4番（村谷 要委員） この活用のところなのですけれども、何か具体的な方向性みたいなものは既にあつたりするものなのですか。

○文化財課長（小山内一仁） 今、この改正の中で改めて「活用」という文言を入れるというふうにはしてございますが、そうすれば今まで保存だけで活用してこなかったのかということではなくて、これまでも一般公開であつたり、地元の保存会なんかが主体になって、あのエリアを使ったイベントなり、催し物などもたくさん実施してきておりますので、そういった意味では活用はこれまでもしてきたのですけれども、表向き改めて活用というものを前面に出していくということで、今回の改正に至っているというところでございます。

○4番（村谷 要委員） 教育委員会のほうでの活用も、観光を含むような活用であると思うのですけれども、この辺はどんな感じですか。

○文化財課長（小山内一仁） 活用に当たってはですね、市長からもいろいろ宿題も出されているような状況もありまして、実際に今抱えている課題ですとか、それからクリアしなければならないものとかっていうのも様々ありまして、その中で教育委員会としてできることと、委員がおっしゃったその観光であつたり商工であつたりとか、そっちの分野の方がたと連携して進めていくものと、というふうになるのですが、今年度もそうですけれども、来年度以降その新たな活用の仕方ということで、観光のほうで今予算化されているものがございまして、それに向けて観光で具体的な動きをするというところまで来ているというような状況でございます。

○4番（村谷 要委員） 商工はどうですか。

○文化財課長（小山内一仁） 商工についてはですね、今現在はまだ具体的な動きっていうのはまだないのですけれども、実際に観光がどういう仕立てにするかによっては、当然商工であつたり、都市計画なんかも絡んでくると思いますが、いずれにしても連携できるところは連携広げながらうまい具合に活用していきたいというふうに考えております。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第3号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は可決されまし

た。

・報告第2号

○教育長（吉田 健） 傍聴者がいませんので、それではこのまま、報告第2号 臨時代理の報告、令和2年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり承認）

・議案第4号

○教育長（吉田 健） 次に議案第4号の審議にあたり、関係課長以外の退席をお願いいたします。

（関係課長以外退席）

○教育長（吉田 健） 議案第4号 県費負担教職員の異動内申について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第2回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 日 景 弥 生

署名者 高 木 恵美子